

第1話

二割司法——改革は外からやってきた

平成の司法制度改革は、理念から始まったのではない。人事の悩みから始まった。

昭和末期、司法試験は毎年25,000人前後が受験して500人ほどしか受からない超難関と化していた。合格者の平均受験回数は6回、平均年齢は28～9歳。30歳で任官した検事は「自分より5、6歳も年下の先任者に決裁を仰ぐ場面に、検事生活の間ずっと、行き当たる」。検事のなり手がいない——法務省が昭和62年に法曹基本問題懇談会を設けた直接の動機は、この採用難だった。

だが翌年まとまった懇談会の意見書は、人事問題を超えて、法曹界全体の病巣に踏み込んだ。

「法曹は国民から縁遠い存在になっている」

本来法曹の手で速やかに解決されるべき問題が、長期間放置されるか、法によらない不合理な方法で処理されている——。診断はすでに、四半世紀後の改革をすべて予告していた。処方箋は、まず合格者の増員である。

日弁連は当初、増員に抵抗した。切迫した状況ではない、と。法曹三者協議の場で消極姿勢を厳しく批判され、平成2年の三者合意で合格者の段階的増員（600人程度、さらに700人程度へ）を受け入れ、その後も増員の積み上げが続く守勢の展開だった。平成9年3月には、合格者を約1,500人に増やす方向で三者協議の結論を出すよう求める閣議決定までなされ、外堀は着実に埋まっていく。この守勢の弁護士会の空気を変えたのが、平成2年に会長となった中坊公平である。中坊は「市民のための司法改革」の旗を掲げた。

「『司法改革』は、基本的に市民が実現するもの……官側が主導権をもつ改革ではなく、市民サイドにたつ私達弁護士が自ら改革の構想を策定し」（百年正史p.301所引）

勇ましい旗である。会史も「中坊が立てた旗はそんな劣勢を挽回する効果をもたらした」と認める。だが、この旗の下で実際に何が起きたかは、結果から検証されなければならない。「市民サイドに立つ」という言葉は、やがて、外から突きつけられた要求を弁護士会自身の構想と呼び換えるための看板として機能していく。抵抗をやめた組織は、たしかに「主導権」を握ったように見えた。しかしそれは、外圧の敷いた線路を走り出した列車に、自ら先頭車両から乗り込んだという意味での主導権だった。

一方、外の圧力は年を追って高まった。平成6年、経済同友会が放った一言は、以後の改革論議の合言葉になる。

「日本の司法が『2割司法』と揶揄される最大の原因は法曹人口が極端に少ない点にある」

司法は本来果たすべき役割の2割しか果たしていない——。規制緩和の推進論者たちは「事前規制から事後チェックへ」の受け皿として司法の拡充を求め、平成10年には経団連が50年余りの歴史で初めて司法制度への意見書を出した。自民党の司法制度特別調査会は、報告書でこう宣言する。

「従来のように法曹三者を中心とする論議に止まることなく……われわれが国会において論議を尽くし責任を果たす」

しかも、この政治主導の検討課題には、当初「弁護士の法律事務独占」と「弁護士自治」の見直しが含まれていた。日弁連は「これらの削除を求めて懸命に関係議員の説得活動を行った結果、ついに検討課題から削除された」（『日弁連六十年』）。改革の俎上には一度、自治そのものが載っていたのである。後年の公式記念誌は、こうなった経緯を率直に認めている——「このような法曹人口をめぐる法曹三者間の合意の困難性、弁護士会の消極性は、のちに司法制度改革審議会によって、『法曹三者合意』による解決の枠組みそのものが否定される要因となった」。

法曹三者の内輪の話し合いから、政治主導へ。皮肉なことに、この流れに最も冷淡だったのは最高裁だった。後の改革審議会のヒアリング（平成11年12月）でも、最高裁側の説明は、「2割司法」「機能不全」といった総合的評価に直接対応する施策は考えにくい、という素っ気ないものだった。変化を求めたのは在野と市場と政治であり、司法官僚ではなかった。

＊ ＊ ＊

政治も動いた。平成8年、橋本龍太郎首相は「火だるまになっても行政改革をやりきる」と宣言し、規制緩和の総仕上げとして司法の拡充が位置づけられていく。

平成11年7月、司法制度改革審議会が発足する。会長は憲法学者の佐藤幸治。委員13人のうち法曹関係者は3人で、経済人、労組役員、消費者団体役員、作家までが並んだ。佐藤会長は審議の早い段階で明言している——「司法の拡充の中でも重要なのは弁護士の問題であろう……とりわけ『弁護士の在り方』をこの審議会は最重要の課題として検討する必要がある」。俎上に載せられたのは、裁判所でも検察でもなく、まず弁護士だった。そして議事の透明性は、かつての臨時司法制度調査会と決定的に違った。会史の表現を借りれば「非公開で頭名の議事録を後日公開しただけの臨司とは180度違った」——議事録は首相官邸のホームページで公開され、後には記者向けのビデオ実況まで行われた。

「弁護士の在り方」を担当したのは、ほかならぬ日弁連元会長の中坊公平である。だが中坊が審議会で果たした役割は、古巣の擁護者ではなかった。むしろ、その逆である。

中坊のまとめた報告——「中坊レポート」——は、弁護士界の現状を、利用しにくい、職域が狭い、職務の質に問題がある、社会からの信頼が薄い、と外部の批判者より容赦なく断じたうえで、必要な弁護士人口を「現状の3～3.5倍にあたる5～6万人」と明示した。そして平成12年8月の集中審議で、司法試験合格者を年3,000人とする私案を提示し、こう付け加えたのである。

「私としては、正直言って少なめの数字なんです」（百年正史p.319）

この数字に、会内の合意はどこにもなかった。百年正史の筆致は端的である——「弁護士の多くが反対する大幅増員を日弁連元会長が敢てブチあげた中坊レポートの効果は絶大だった」。効果は絶大。つまり、増員圧力に最も重い一撃を加えたのは、外部の敵ではなく、身内の元総大将だった。最終意見書はほぼそのまま3,000人目標を採用する。

変転は数字にとどまらない。日弁連が長年の悲願である法曹一元の提言を審議会に出したとき、審議の場でその論理を難じたのもまた中坊だった——「弁護士で一番間違っていたのは、司法を担うと言いながら、常に在野性を誇ってばかりいて、（司法を）官と民に分けていること」。三百代言以来の「在野」の歴史（本連載第1部）を読んできた読者には、元日弁連会長のこの言葉の意味が分かるはずである。他方で中坊が弁護

士自治の意義と獲得の苦難を熱く説いたときには、「他の委員たちが聴き入ったようには感じられない」と百年正史は記す。外に向かつては身内を斬る言葉がよく通り、身内の核心を守る言葉は誰にも届かない——内と外で言葉を使い分ける指導者を戴いた組織は、最も高い授業料を払うことになる。

後日談がある。日弁連が平成21年に刊行した五百頁を超える公式記念誌『日弁連六十年』に、中坊公平の名はわずか2か所——審議会委員名簿の紹介と、当時の会長の談話の中——にしか登場しない。中坊レポートも、3,000人私案も、一切書かれていない。改革の最大の推進者を、名前だけ残して論争ごと消す。組織が自分の物語を正面から語れなくなったとき、公式の歴史はこうして薄くなる。

この構想を承認する場となった平成12年11月1日の日弁連臨時総会。執行部は副会長を先頭とする「キャラバン隊」で全国を回り、会員の理解を求めたうえで臨んだが、議場は大荒れとなり、審議は8時間を超えた（百年正史は「9時間近く」と記す）。承認された執行部案は、「国民が必要とする適正な法曹人口」として「概ね五万人程度」を将来目標とするものだった——同じ総会で、法科大学院制度の受け入れも承認された。年3,000人という数字そのものは、この総会決議ではなく、翌年の審議会最終意見書と平成14年の閣議決定によって確定していく。翌日の日経新聞社会面には「議長席に詰め寄る弁護士」の写真が載った。8時間の紛糾は、会内の合意形成が追いつかないまま「会の構想」が外で確定していく手順そのものへの、現場からの悲鳴でもあった。

平成13年6月の最終意見書を受けて、政府の司法制度改革推進本部はわずか3年で関連法24本を成立させた。廃案はたった1本。法科大学院、裁判員制度、被疑者国選、法テラス——現在の司法の骨格は、この3年間に一気に作られたものである。十余りの検討会が同時進行するこの時期の会内の空気を、『日弁連六十年』は率直に書いている。

「日弁連・各弁護士会にとって、外の動きはまさに『激流』であり、他方、会内は法科大学院、弁護士制度改革など先行きが十分に見通せないため、『不安』いっぱいの状況になった」

不安の中身として名指しされているのが、法科大学院と弁護士制度改革——本連載の次話以降の主題そのものであることに注意してほしい。激流と不安。賛成した者も、確信があったわけではない。反対した者も、対案があったわけではない。ただ、変化の主導権だけは、確実に会の外にあった。

改革の列車は走り出した。乗客の中に弁護士会はいた。だが、設計図を書いたのは誰だったのか。そして、この列車がどこへ着いたのかは——次話以降で見るとおりである。

現代への視線

変化を拒む団体は、やがて変化を「設計される」側に回る。だが、外圧の要求を先取りして呑み、それを「構想」と呼ぶことは、その解決ではない。会内の合意なき数字を会の名で差し出した代償は、次の世代が四半世紀かけて払うことになる。弁護士会が社会の要望に応じる主体であり続けるための条件は二つ——危機が来る前に自らの構想を語ること、そしてその構想が、内で語る言葉と外で語る言葉の一致した、会員の合意に根ざしたものであることである。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.290-333, 478-479（法曹基本問題懇談会、中坊の旗と中坊レポート〔p.301-302, 319-320〕、法曹一元提言への難詰〔p.332-333〕、改革審での弁護士自治をめぐる場面〔p.478-479〕、経済界・政治の動き、臨時総会、推進本部）
- 『われらの弁護士会史（増補版Ⅱ）』（第一東京弁護士会・2003）「司法改革の全体像」「司法試験改革と法曹人口」「法科大学院」の各節（同時代記録）
- 日弁連六十年＝『日弁連六十年』（日本弁護士連合会・2009）p.19-29, 203（自民党検討課題からの自治見直し削除、三者合意枠組みの否定、キャラバン隊、臨時総会の決議内容と審議時間、「激流」の一節の原文）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 「2割司法」は経済同友会『現代日本社会の病理と処方』（平成6年6月）の表現。なお日弁連の公式記念誌はこの流行語を用いていない。
- 臨時総会の審議時間は『日弁連六十年』が「八時間を超える」、百年正史が「9時間近く」と記す。

引用中の「……」は中略を示す。

第2話

ロースクールの蹉跌——制度の失敗と若者の犠牲

平成16年4月、法科大学院68校が一斉に開校した。入学定員5,590人。翌年には74校・定員5,800人余りに膨らんだ。「プロセスとしての法曹養成」の理想を掲げた新制度は、初年度72,800人（延べ人数）という志願者を集め、華々しく船出した。

だが、この出発点にこそ破綻が埋め込まれていた。構想の中心人物だった佐藤幸治・元司法制度改革審議会会長は、平成29年の講演で率直に明かしている。出発時の想定は——

「20から30校とみていた」（百年正史p.425）

現実はその2倍以上の学校が乱立した。司法試験合格者は最大でも年3,000人の計画である。定員が5,800人なら、「多く見積もっても卒業生の半分しか司法試験を突破できない計算」になる。審議会意見書が合格率のメドとして示した「7～8割」は、認可の段階で既に算術として成立しない数字になっていた。

なお、一弁は制度設計の段階で警鐘を鳴らしていた。平成12年3月の「法曹養成制度改革試案」は、新しい司法試験を「これまでのような競争試験ではなく純粋な資格試験とすべき」と提言している。水準に達した者は全員合格させる資格試験であれば、合格率の暴落も予備校化も起きようがない。だが現実の制度は、定員だけ野放図に広げ、合格者数は絞るという最悪の組み合わせで走り出した。

＊ ＊ ＊

数字は、容赦なく崩れていった。

合格率は、未修者コースの修了者が初めて受験した平成19年に40.2%へ落ち、翌年には全体で33%、未修者は22.5%となった。「入れば7～8割受かる」はずの学校は、「入っても3人に1人しか受からない」学校になった。

志願者は、初年度の72,800人から平成30年には約8,100人へ——9割減である。「定員割れをする学校が8割にも上っている」と一弁会報が書いたのは、開校からわずか4年後の平成20年だった。募集停止は、平成22年に翌年度からの停止を発表した姫路獨協大学を皮切りに雪崩を打ち、令和3年度までに74校中40校が撤退した。国立も私立も、伝統校も新設校も、ほとんど見境なくである。

司法試験合格者数も、3,000人には遠く届かなかった。ピークは平成20年の2,209人（新旧試験の合計）。日弁連の増員ペースダウン提言（次話

参照)を経て平成28年に1,500人台まで減り、以降は漸減が続いて令和4年には1,403人となった。

そして本来「経済的事情等で法科大学院に行けない人のための例外ルート」だったはずの予備試験が、逆転現象を起こす。日弁連は制度発足前から、受験資格を明記しなかったことを制度の欠陥と指摘し、予備試験コースの「極小化」を要求し続けていた。それでも逆転は起きた。令和元年の司法試験では、予備試験組の合格率81.82%に対し、法科大学院修了者は29.09% (『日弁連七十年』)。超難関の予備試験合格者は任官・就職で優遇される傾向すら生まれ、会史の表現を借りれば「予備試験は所期の目的と全く違う『特急・特級ルート』になってしまった」。本流と例外は、完全に入れ替わったのである。

現場の危機感は、日弁連理事会の議事概要(速報)に生々しく残っている。発言者の属性のみ記す。

「法科大学院志願者は、主に就職難から10年で1／6に減っており、修了生の20%に当たる400人が一括登録時に未登録である」(執行部説明・2012年度第7回)

「今、法曹を目指す人が激減しており、大学法学部の人気も下がり、法科大学院志願者も4分の1以下になっている」(理事発言・2012年度第3回)

「今年の実入学者数は2698人。……法科大学院制度はやはり破綻したと見る時機ではないか」（理事発言・2013年度第8回）

制度の中枢を担う会議体で、「破綻」という言葉が公然と語られるようになっていた。

＊ ＊ ＊

この制度失敗の代価を、最も重く払わされたのは誰か。制度を設計した世代ではない。その制度しか選べなかった世代である。

給費制の廃止が決まったのは、実は改革ラッシュのただ中、平成16年である。司法制度改革の関連法案群と同じ時期の国会で、「日弁連の強い反対にもかかわらず、法曹人口増に伴う財政負担増を理由に、修習生の給費制を廃止する法案が成立した」（『日弁連六十年』）。増員のコストを、増員される側の若者個人に付け替える——因果関係は、公式記録に明記されている。このとき日弁連が勝ち取れたのは、施行の4年延期と附帯決議だけだった。

実施が迫った平成22年、給費制維持を公約に掲げた宇都宮健児会長の下で、運動は最高潮を迎える。中心にいたのは「ビギナーズ・ネット」——司法修習生だけではない。大学生・法科大学院生から若手法律家までを束ねた、世代横断のネットワークである。まだ当事者ですらない学生が、未来の後輩たちの制度のために署名を集めた。請願署名は約68万

筆、国会への請願パレードには2,000人が並んだ。それでも得られたのは、さらに1年の実施延期だけだった。平成23年11月、貸与制は実施される。移行を決めた政府側フォーラムの多数意見は、こう言い切っていた——「弁護士経済調査結果から弁護士の所得は期を追うごとに増えている。返済できる」。弁護士の所得が坂を下り始めていた（次話）、まさにその時期の認識である。

平成29年、三代の会長にわたる運動の末に修習給付金制度（基本給付金月額13万5000円・住居給付金3万5000円等）が創設され、給費は事実上復活する。しかし遡及適用はなかった。貸与制の下で修習を受けた新65期から70期まで——約1万1千人、平成30年時点で全法曹の約4分の1が制度の谷間に取り残され、うち約8,000人は貸与金の債務を負ったままとなった。「谷間世代」である。その貸与額の免除に要する額は約143億円と、国会でも答弁されている（最高裁経理局長）。

ここで思い出したいのは、第1部と第2部で見た歴史である。戦前、「弁護士試補は無給で当然」という時代があった。戦後の統一修習と給費制は、法曹の卵を国が育てるという思想の制度化であり、先人たちが分離修習構想と闘ってまで守った仕組みだった。その修習は平成期を通じて2年から1年半へ、1年4か月へ、ついに1年へと刻まれ、給費は司法改革の財政論理の中で削られ、若い世代がその負債を個人で背負った——歴史は、逆流することがある。

＊ ＊ ＊

そして今、問題は弁護士会の外へ滲み出している。法曹志望者そのものの減少である。

理事会では、司法試験の受験予定者数が平成30年の5,726人から翌年には4,899人へと800人以上減ったことが報告され、法科大学院を受験資格とする制度自体への疑義が理事から呈された（2019年度）。かつて数万人が受験した試験の志望者が、5千人を割り込んでいく。

法曹志望者の減少は、もはや弁護士業界の採用難の話ではない。裁判官・検察官・弁護士——法の支配の担い手の再生産が細るという、社会全体の問題である。しかも弁護士の仕事は、法廷の中だけにあるのではない。企業法務、国際取引、スタートアップの支援——経済活動のすぐ隣にも、法律家を待つ現場が広がっている。優秀な若者が法曹を目指さない国で、誰が権力と闘い、誰が弱者の権利を守り、誰が世界と競う企業の傍らに立つのか。

現代への視線

制度の失敗のツケは、制度を設計した世代ではなく、その制度しか選べなかった世代が払う。谷間世代の債務、細る志望者——この負債に正面から向き合うことなしに、次の改革を語る資格はない。そして負債に向き合うとは、若い世代を「救済の対象」ではなく「次の設計の主体」として遇することである。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.337-341, 404, 422-426, 433-434, 巻末資料（法科大学院の設計と数値、予備試験、給費制・谷間世代）
- 日弁連六十年＝『日弁連六十年』（日本弁護士連合会・2009）p.5-6, 30, 56, 469（給費制廃止の経緯と理由、修習期間の短縮、合格者数統計）
- 日弁連七十年＝『日弁連七十年』（日本弁護士連合会・2019）p.35-45（予備試験の合格率、撤退校数、ビギナーズ・ネット、署名数、フォーラム多数意見、修習給付金、谷間世代）
- 理事会議事概要＝日弁連理事会議事概要（速報）2010～2013年度・2017～2019年度（各発言。速報メモであり確定議事録ではない。発言者個人は特定していない）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 平成17年の法科大学院定員は百年正史が5,825人と記す一方、『日弁連六十年』は74校の定員を「2009年現在で5,765人」とするなど数値に幅があるため、本文では概数とした。谷間世代の人数は理事会議事概要の「約1万1千人」と『日弁連七十年』の「約1万人・全法曹の約4分の1」を併記した。

引用中の「……」は中略を示す。

第3話

裕福という前提の崩壊——弁護士会モデルの限界

一弁の会報の記事タイトルほど、時代の変わり目を雄弁に語るものはない。

平成20年6月号——「激増する弁護士志望者 1人でも多くの司法修習生を採用してください」

平成21年6月号——「司法修習生の就職難時代」

わずか1年で、悲鳴の主が入れ替わった。発端は平成19年、法科大学院修了者と旧試験組が同時に修習を終えた「2007年問題」である。この年、一弁への新規入会は前年の1.7倍の320人。年度末の会員純増率9.8%は東京三会で最高だった。会は急膨張し、新人の受け皿は足りず、就職難、事務所に籍だけ置く「軒弁」、いきなり独立する「即独」が言葉として定着していく。

失われたのは職だけではない。会史は本質を突いている。かつての弁護士は「実務を通じて所属事務所のボス弁や兄弁姉弁から、あるいは弁護士会の会務や交遊を通じて先輩・ベテランから、暗黙知・実践知を伝授

される機会」を持っていた。その伝承の回路が、総体として細ったのである。

公平のために記せば、入口の統計はその後持ち直した。一斉登録1か月後の未登録率は66期・67期の16.1%を頂点に改善へ向かい、71期には8.2%——登録1年後の未登録率は、統計のある最初の世代（平成21年登録・1.3%）の水準にほぼ戻った、と日弁連の記念誌は総括している。合格者減と若手支援策の効果である。だが回復したのは入口の数字にすぎない。所得の構造、暗黙知の伝承、そして会員と「会」との距離は、元には戻らなかった。

経済の土台も変わった。日弁連理事会の議事概要には、こんな発言が残る。

「弁護士人口が2倍になった、やはり所得は半分くらいになるという嘆きを何人もの会員から聞いてきた」（理事発言・2021年度第4回）

国税庁の資料に基づいて、年間所得の低い弁護士の層が無視できない規模で存在することも、理事会の場で言及されるようになった。

＊ ＊ ＊

弁護士会は、路線を修正する。平成20年、一弁の法曹人口等研究委員会は、3000人閣議決定の見直しを求める報告書をまとめ、全会員アンケー

トでは回答者の約4分の3が3000人目標に否定的だった。同年7月、日弁連は一弁の奈良道博・元会長を座長とする検討組織の議論を経て「法曹人口問題に関する緊急提言」を出し、増員ペースダウンに公式に舵を切る。会史はこの提言をこう評した。

「司法修習終了者の9割を受け入れる弁護士界がこらえきれずにあげた悲鳴である」

やがて政府の検討会議は3,000人目標を現実性を欠くものと認めて見直し、その後は「1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進める」ことが政府方針となった（合格者は実際、1,500人前後で推移していく）。なお、会内にはさらに急進的な減員論もあった。平成28年3月の日弁連臨時総会には、会員の請求により「合格者1,000人以下」等を求める決議案が上程され、否決されている。執行部は外へは減員を求め、内では急進論を抑えるという両面作戦を強いられていた——強制加入団体の執行部とは、そういう仕事である。

改革審意見書が描いてみせた法的ニーズの顕在化は、期待された規模では起きなかった。後に日弁連会長を務めた菊地裕太郎は、会内に広がる受け止めをこう分析している。

「司法改革を否定的に考える最大ともいえる理由が、改革審意見書が描いてみせた法的ニーズの顕在化、活動領域の拡がり幻想であったとの思いである」（百年正史p.437所引）

ここで、この連載の核心にあたる問いに触れたい。弁護士会という仕組みは、そもそも何を前提に設計されていたか、である。

答えは単純だ。「経済的に余裕のある弁護士が、会費を納め、手弁当で会務と公益活動を担う」——裕福な篤志家の互助会モデルである。強制加入の会費で財政を賄い、委員会活動は無報酬、国選も当番も法律相談も、採算を度外視できる本業があってこそ回る。この前提が、いま二つの方向から崩れている。

第一に、所得の分化。低所得層の出現と同時に、弁護士の働き方そのものが多様化した。象徴が組織内弁護士の急増である。平成19年に全国188人だった企業内弁護士は、令和4年には15.8倍の2,965人。その8割超が東京三会に集中し、東京では「会員の10人に1人が企業・団体内弁護士」になった。しかも調査では、その86%が弁護士会費を所属企業に負担してもらっている。会史は静かに指摘する。

「そのような慣行も、会への帰属意識を薄れさせ会務参加の意欲を低下させそうだ」

第二に、会務の担い手の細り。かつて司法制度改革審議会の席上、経済人委員が放った言葉がある。

「私どもが接触する弁護士先生の中には、弁護士会の活動に興味がない方もたくさんいる」（百年正史p.478）

四半世紀前の指摘だが、事態はむしろ深刻化した。

ここに、見落とされがちな逆説がある。会員一人ひとりの経済的余裕が失われていく同じ10年間に、「日弁連」という組織の財政は、むしろ潤ったのである。会費収入は会員数に比例する。単年度収入は平成21年度の45億8千万円から平成30年度には57億4千万円へ、翌年度への繰越金は13億円から47億円へ膨らんだ。会員は貧しくなり、会は豊かになった。若手の会費半額（平成19年～）や育児期間中の免除に続き、日弁連が平成28年に史上初の一般会費減額（月額1,600円。令和4年に再減額）へ踏み切ったのは、この非対称への応答である。だが、金の再分配だけでは、会務に人が戻るわけではない。

＊ ＊ ＊

そして、信頼の危機が追い打ちをかける。

平成27年、成年後見人を務めていた元一弁会員が業務上横領で逮捕された。被害は約1億1200万円。令和に入ると、整理屋主導の非弁提携事務所が相次いで破綻した。抱えられていた案件は個人・法人合わせて約1万件にのぼり、預り金の流用や事件の放置が明らかになって、一弁は特

設電話を設け、延べ約400人の会員が対応に当たった。時の会長の述懐が重い。

「会員が急激に増え会員間の関係が希薄になって、先輩から、どういことを弁護士はやってはいけないのかを教えてもらうようになっていないのだろうか」（寺前隆・百年正史p.493）

暗黙知の伝承の断絶は、技能の問題にとどまらず、倫理の伝承の断絶でもあった。日弁連の公式記念誌も、こうした事件の背景について「弁護士人口の増加……広告の自由化など弁護士を巡る環境が変化する一方で、一部には弁護士の経済的逼迫化といった現象が生じたため、不祥事・非行が増加傾向となった」との指摘があったことを紹介している。第1部で見たとおり、弁護士自治は「国民の信を失えば法改正で消える」制度である。不祥事は個人の犯罪であると同時に、自治の土台を削る構造問題なのだ。

日弁連は平成29年、横領被害を受けた依頼者に会費を財源として見舞金を支払う制度（依頼者見舞金制度）まで創設した。公式記録は認める——「この制度の創設が議論されて以来、会員の納付する会費が財源とされることから、その創設に反対する意見も有力であった」。強制会費で何を賄うことが正当化されるのか——次に述べる物差しが、現に会内で争われた実例である。

＊ ＊ ＊

これで終わっては、ただの衰退の記録である。だが需要の側を見れば、風景は違って見える。

一弁自身の答申が認めるとおり、「この社会的ニーズの大半はまだ潜在的ニーズに留まっている」。高齢化社会の権利擁護、中小企業の法務、自治体、スタートアップ、国際取引——法的サービスが届いていない領域は、今なお広大である。真の弱者救済という一方の翼と、経済界のパートナーというもう一方の翼。その両方に本気で浸透する構想力があれば、弁護士人口の増加は過剰ではなく、なお不足ですらあり得る。

問題は需要ではない。届ける仕組みと、担い手の側にある。

＊ ＊ ＊

ここまでの変化を一言でまとめれば、こうなる。弁護士会は、「均質な同業者の互助会」から「多様な法律家の連合体」へ変わった。独立自営で、経済的に安定し、「在野」の自己意識を共有する会員たち——弁護士のあらゆる仕組みが前提としてきたこの弁護士像は、もう会員の共通像ではない。企業に勤める者、組織の一員として働く者、経済的に苦しい者、派閥も会務も知らずに育つ者。この多様化した集団を、なお一つの強制加入団体が束ねている。

この変化は、突然来たのではない。増員時代の入り口に立った平成21年、時の日弁連会長・宮崎誠は、公式記念誌の巻頭でこう予言していた——「弁護士の働く環境、活動分野の広がり、会内の価値観の多様化

を加速し、会運営は難しいものになるでしょうし、市民は弁護士に、より高度な質と倫理を求めるでしょう」。予言は、そのとおりになった。

この現実を前に、当然の問いが生まれる。拡大を続けてきた弁護士会の役割を、そろそろ整理すべきではないか。贅肉を落とした、筋肉質な弁護士会へ――。

方向は、正しい。ただし、何が贅肉で何が筋肉かを見誤れば、歴史の教訓に正面から反することになる。

判定の物差しは、一つしかない。その機能は、脱退の自由のない全会員に、強制会費で負担させることを正当化できるか――である。この物差しで仕分けると、三つの層が見えてくる。

第一は、削ってはならない核である。資格・登録・懲戒・綱紀・倫理研修・非弁対策という弁護士自治の存立条件と、市場も国家も代替できない人権救済・司法アクセスの最後の砦機能。第1部第5話と第2部第4話を思い出してほしい。弁護士自治が守られてきたのは、弁護士会が「国家の監督がなくても公益は保たれる」と、自律的懲戒と公益的機能の実践によって証明し続けてきたからだった。核まで削る減量は、「なぜ弁護士だけが監督を受けないのか」という問いを自ら呼び戻す。それは贅肉ではなく筋肉を削ぐ行為であり、節約ではなく自傷である。

この核が、どれほど会員の自弁で築かれてきたかも、記録は伝えている。法律扶助は昭和27年に日弁連が財団法人を作って始め、その管理運営費は長く弁護士会等の寄付で賄われた。当番弁護士は「費用は、被疑

者の負担にさせない」という原則で全国52会に広がり、ひまわり基金は東京弁護士会の1億円の拠出などを財源に発足して、弁護士ゼロ地域を一度は消滅させた。国が担うべき司法インフラを、弁護士会は法律事務を独占する者の責務として自弁してきたのである。独占と自治の対価としての公益——この論理を手放した瞬間に、核は核でなくなる。

第二は、外の器へ移すべき周辺である。思想的・政策的な活動、業務拡大の支援、任意的な福利。これらは派閥・任意団体・事業体が担い、会は場の提供と支援に回る。

第三は、その中間——研修や共済のように、受益者負担と重点化で再設計すべき領域である。

この整理が絵空事でないことは、日弁連自身が認めている。委員会・本部・ワーキンググループの数は約110。公式記念誌は「日弁連の委員会等の活動は……限界に近づいてきており、引き続き（統廃合を）進めて行かざるを得ない」と書き、研修の受益者負担原則への転換は平成21年から始まっていた。

これは縮小論ではない。歴史への回帰である。明治の弁護士は、法定の会が理念を語れないと知ると、外に任意団体の日本弁護士協会を作って理念を語った（第1部第2話）。以来、理念と政策の議論は、しばしば任意の器——協会、派閥、政策集団——が先導してきた。逆に、すべての機能を単一の強制的団体へ統合したのは大日本弁護士報国会——最悪の時代の発想である（第1部第4話）。「法定の中核と、豊かな任意の周辺」という二重構造こそ、この国の弁護士の歴史で現に機能してきた形だっ

た。裕福な篤志家の手弁当がすべてを支えた時代が終わった以上、全部載せの維持はいずれ核の劣化を招く。整理しないことのほうが、核を危うくする。

目指すべきは、痩せ細った弁護士会ではない。核の太い、筋肉質な弁護士会である。

現代への視線

「裕福な篤志家の互助会」モデルは終わった。次のモデルの設計者は、多様化した会員の現実——企業内、独立、大規模事務所、地方、子育て中——に合わせて、会費・会務・公益活動の負担と受益を組み直さねばならない。物差しは「強制会費で全員に負担させることを正当化できるか」の一点。核は太く、周辺は外の器へ。会のために会員がいるのではない。会員のため、そして市民のために会がある。設計の原点は、そこにしかない。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.417-421, 435-437, 458-462, 476-481, 486-497（2007年問題、緊急提言、組織内弁護士、会費、不祥事、潜在ニーズ）
- 理事会議事概要＝日弁連理事会議事概要（速報）2013～2015年度・2021年度（所得・財政関連の発言。速報メモであり確定議事録ではない。発言者個人は特定していない）

- 日弁連六十年＝『日弁連六十年』（日本弁護士連合会・2009）巻頭「刊行の辞」（頁付なし）, p.113-114, 220, 337-345, 369（宮崎誠会長の刊行の辞、法律扶助・当番弁護士・ひまわり基金の自弁の記録、研修の受益者負担）
- 日弁連七十年＝『日弁連七十年』（日本弁護士連合会・2019）p.22, 26, 37, 221, 242-244（会財政・会費減額、委員会の限界、臨時総会の減員決議案否決、就職状況の回復、不祥事の構造分析、依頼者見舞金）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 後段の役割整理論（核と周辺の仕分け）は、本編の歴史からの帰納として書き下ろした論説である。ただし委員会活動の限界と統廃合の必要は『日弁連七十年』にも公式の自己認識として記されている。

引用中の「……」は中略を示す。

第4話

官民孰れにも偏せず、再び——強制加入団体は何を語るべきか

弁護士会は、政治的な争点についてどこまで語ってよいのか。

この古くて新しい問いが、平成の終わりから令和にかけて、日弁連の理事会で繰り返し正面から争われた。以下は理事会議事概要（速報）に残る議論である。速報メモゆえ確定した議事録ではなく、発言者名も記さないが、強制加入団体の内部で何が軋んでいるかを、これほど生々しく伝える記録はない。

平成27年、安全保障法制への反対運動のさなか。理事の一人が根本的な問いを口にした。

「強制加入団体である日弁連という性質上、全ての会員がそのように思っているとまではいえないだろう」（2015年度第1回）

全会員の名で語ってよいのか、という問いである。反対運動の新聞意見広告には日弁連の予算が充てられたが、あわせて有志のカンパも募られ、途中集計で386人から255万円余が寄せられた。執行部はカンパを「補足的なもの」と説明したが、会の資金を政治性を帯びた意見広告に

使うことへの目配りが要る——その慎重さ自体が、この問題の性質を物語っている。理事会の議論では、特定の政党と結んででも徹底的に運動すべきだとする積極論と、「我々は政治的勢力に加味するのではなく、法律家の立場からの見解を示すことが社会的支持を得ることにつながるのではないか」とする慎重論が交錯した。年度後半、会長自身が公式に認めている。

「日弁連が政治的な活動をしているという意見を頂くことがある。
会内にこのような意見があるのは事実である」（2015年度第7回）

この時期を、後年の公式記念誌『日弁連七十年』はこう総括した——
「日弁連と全国の弁護士会が一致団結し、国民と連携しながら、歴史に残る大規模な、そして創意工夫に満ちた取組を旺盛に展開してきた」。全52弁護士会の反対決議、38万7,220筆の署名、日比谷の集会に4,000人。数字は壮観である。だが、同じ記念誌は、評価が大きく分かれる場合には対立評価も紹介するよう執筆者に求める編集方針を掲げていた。にもかかわらず、この章には、理事会で現に出ていた冒頭のような異論が一行も書かれていない。公式の物語と、議事の記録との間に、溝が開いている。その溝こそが、本話の主題である。

＊ ＊ ＊

翌平成28年、対立はさらに先鋭化する。死刑制度の廃止を含む宣言案である。

年度当初の理事会から、異論は率直だった。世論調査では死刑存置が8割を占める中で、いま日弁連が廃止を言うのは時期尚早ではないか。そして、ある理事が伝えた単位会の空気は、問題の核心を突いていた。

「当会でも死刑執行のたびに会長声明を出す、常議員会では個人の信条に関わることにについて会として声明を出すのはおかしいという意見が出る」（2016年度第1回）

死刑への賛否は、法律論であると同時に、個人の死生観・信条に関わる。強制加入団体がそこに踏み込むことへの根源的な躊躇である。宣言案の採決を前にした理事会では、手続論の反対が明確に述べられた。

「会内合意が不十分であるから、宣言して議論を深めていくというのは順序がおかしい。会内合意があって宣言をして進めるのが民主主義の基本であるから賛成できない」（2016年度第5回）

執行部側も、単純な多数決主義に立っていたわけではない。担当副会長は「議論もしないで単にアンケートをとって賛否が多いかどうかで多数決で押し切るようなものであってはならない」と応じ、議論を尽くしたうえでの意見表明であることを強調した。熟議か、会内世論の反映か——どちらも民主主義の一面である。

採決は、異例の精密採決となった。結果は賛成68、反対10、棄権6。宣言は人権擁護大会で採択され、広く報道されたが、会長は後の理事会

で、犯罪被害者の思いを重く受け止める旨を表明しなければならなかった。さらにこの騒動の際、総会や大会の定足数・議決手続についてメディアから質問が相次いだことは、後に総会定足数規定を整備する議論の中でも執行部から言及されている。意見表明の作法の乱れは、ガバナンス全体への疑問に波及するのである。

なお、思想良心の自由との関係について、日弁連には依拠する裁判例がある。強制加入団体が法律案への反対決議をしても、会員個々人にその意見の遵守や支持の表明を強制する効力はないから、思想良心の自由の侵害には当たらない、とした判決（東京地裁平成4年1月30日判決、控訴審も維持）である。だが、日弁連が判例に安住しなかったことも記録しておくべきだろう。宣言の後、死刑廃止実現本部と執行部はすべての弁護士会を訪れ、会員の理解と協力を得るための対話を続けた——会内の意見分布への誠実という作法を、実践で示した例である。

＊ ＊ ＊

令和4年、今度は安全保障政策——いわゆる反撃能力の保有に反対する意見書案。ここで、一人の理事が、この問題の核心を最も明確な形で言語化した。

「大きく議論が分かれ、世論も割れている問題について、一定の結論を出すのであれば、日弁連の中でも多数意見がはっきりしていることが前提……7～8割の賛成があることが前提ではないか。これが、55対45等の僅差の場合は話が違わないか」（2022年度第9回）

強制加入団体が「会の意見」を語るには、会内にどれだけの合意が必要か——賛否の中身ではなく、語る資格の要件を問うたのである。執行部は、弁護士法1条（基本的人権の擁護と社会正義の実現）を根拠に意見表明の正当性を説き、「個々の弁護士の思想良心に圧力をかけたり、不利益を与えることはない」と応答した。意見書は賛成多数で承認されたが、問いは残った。

安保法制から死刑宣言、そして安全保障政策へ——三つの局面に共通するのは、争われたのが常に「中身」ではなく「作法」だったことである。理事たちの異論は、護憲か改憲か、存置か廃止かではない。全会員の名を使う資格、合意の閾値、採決の方法、反対意見の扱い。強制加入団体のガバナンスそのものが、7年越しで問われ続けたのだ。

そして、意見表明のコストは会の内側の軋みにとどまらないことも、この時期に実証された。平成29年、日弁連と各地の弁護士会の意見表明——朝鮮学校への補助金停止に反対する会長声明——を非難して、全国21の弁護士会に、800人を超える者から大量の懲戒請求が申し立てられたのである。個々の弁護士の非行を問うものではなく、会の意見表明そのものへの攻撃であり、在日コリアンの会員には、その属性を理由とす

る請求さえ向けられた。注目すべきは、攻撃に使われた武器である。それは、弁護士自治の中枢装置である懲戒請求権そのものだった。会が「偏っている」と見なされたとき、攻撃は自治の急所に来る——弁護人抜き法案の教訓（第2部第4話）は、インターネットの時代に、この形で回帰した。

＊ ＊ ＊

それにしても、なぜ弁護士会の姿勢は変わったのか。かつて人権のために堂々と「政治的」であった会が、いまは抑制を語り合っている。変節だろうか。

四つの構造変化が重なっている、というのが本連載の見立てである。

第一に、会員の均質性の喪失。会員が少数で、経済的に安定し、「在野」の自己意識を共有していた時代には、「会の意見」の形成コストは低かった。会員4万人超、企業内弁護士が東京では10人に1人という現在（第3話）、どんな結論も相当数の会員の思想良心と衝突する。理事会に響く「全ての会員がそのように思っているとまではいけない」という声は、個人の意見である以上に、この構造変化の表出である。

第二に、判例による法理の明確化。最高裁は、税理士会が政治献金のために会員から特別会費を徴収することを会の目的の範囲外とし（南九州税理士会事件・平成8年）、他方で司法書士会による震災復興支援の拠出は目的の範囲内とした（群馬司法書士会事件・平成14年）。強制加入団

体の活動には「目的の範囲」と「会員の思想良心の自由」による限界がある——事案は献金であって意見表明ではないが、この枠組みの射程への意識が、弁護士会の発言のあり方にも影を落としている。

第三に、司法制度改革による当事者化。法テラス、被疑者国選、裁判員——弁護士会は国家の司法インフラの共同運営者となり、純粋な「対抗権力」の位置には戻れなくなった（第1話・第2話）。

第四に、弁護士自治への再帰的恐怖。「国民の信を失えば、自治は法改正で消える」——昭和54年に刻まれた教訓（第2部第4話）を持つ組織にとって、党派的と見られることは、自治の存立に関わるリスクそのものである。

そして、歴史を遡って気づくのは、これが変節であると同時に回帰でもあることだ。第1部で見たとおり、歴史上成功してきた弁護士会の「政治的活動」は、実は一貫して、事実調査に立脚し、法律論として構成され、司法と人権という専門領域に係留されていた。米騒動調査も、岩田宙造の翼賛会批判も、弁護人抜き法案への対案も、すべてこの三点セットである。外れたときに、会は内側から軋んだ。

では、基準はどう立てるか。二段階で考えたい。

まず、語ることが許される条件。目的（弁護士法1条の範囲か）、対象（司法・人権の核心にどれだけ近いか）、態様（事実と法理か、運動論か）、合意（会内の意見分布に見合った名義と強度か）、名義（会か、会長か、委員会か、有志か）——この五つの基準である。

だが、許されることと、行使すべきことは別である。会の名で「結論」まで語るのは、さらに三つの要件が揃うときに限る、という自製の準則を重ねたい。第一に、不可逆性——国家権力が生命・自由・手続的権利を不可逆的に侵害する場面か。第二に、専門知の一義性——結論が、価値の選択ではなく法律家の専門知から導かれるか。第三に、補充性——弁護士会のほかに、語る者がいないか。三つが揃わない論点では、会は結論を控え、事実の調査報告と論点の整理——判断材料の供給——に徹する。それは沈黙ではない。米騒動調査が示したとおり、事実の提示はしばしば結論の主張より雄弁であり、誰もが引用せざるを得ない調査資料を作ることは、影響力の放棄ではなく、影響力の形の選択である。

現代の実例がある。東日本大震災で、弁護士会は4万件を超える無料法律相談を実施した。そして相談票を分析し、地域ごとの被害の型を立法事実として示すことで、二重ローン対策から相続放棄の熟慮期間延長まで、次々に法改正を実現させた。「同居の弟が震災で亡くなったのに災害弔慰金がもらえないのはおかしい」——この一件の相談が、全国の弁護士の要請と日弁連の立法提言につながり、災害弔慰金支給法は改正されて、兄弟姉妹にも弔慰金が支給されるようになった。旗ではなく、事実が法律を変えた。米騒動調査の、まぎれもない現代版である。

一句に圧縮すれば——結論は、専門知が命じるときにのみ語る。選好が分かれるところでは、判断の質を上げることに徹する。

＊ ＊ ＊

弁護士法1条がある以上、弁護士会が人権と法の支配に関わる発言をやめる必要はない。えん罪、刑事手続、司法アクセス——語らなければ職責放棄となる領域は確かにある。他方で、強制加入という制度は、発言の「ライセンス」であると同時に「抑制原理」でもある。脱退の自由がない団体が全会員の名で語る以上、その言葉には、任意団体にはない重い作法が要る。

ここで、この連載の第1部第3話を思い出してほしい。大正7年の米騒動で、日本弁護士協会が社会の信頼を勝ち得た場面である。あのとき弁護士たちは、旗を振らなかった。実行委員50名を全国に散らし、事実を調査し、法に照らして軍隊使用と言論統制を批判した。当時の法律新聞はこう評した——「独り弁護士協会が、官民孰れにも偏せず、貴賤都鄙執れの階級にも党せず、最も公平なる立場に処して」。

偏らないから、信頼される。信頼されるから、批判が刺さる。百年前の先人が実践していたのは、次の三つの作法だったと言い換えられる。第一に、事実調査と法律論に立脚すること。イデオロギーではなく、調べた事実と法理で語る。第二に、会内の意見分布に誠実であること。会内が割れている問題では、割れていること自体を隠さない。第三に、思想的な争点は、会そのものではなく有志の任意団体の活動として担い、会はその支援するにとどめること。

会の政治的中立とは、何も言わないことではない。「誰の側でもなく、法の支配の側に立つ」と社会に信じてもらえる語り方のことである。その信頼は、弁護士自治と同じく、一度失えば取り戻すのに世代を要する。

現代への視線

（本話は全体が現代論であるため、付記を置かない。なお本話は特定の決議・宣言の当否には立ち入らず、意見表明の手續と作法のみを論じた。理事会議事概要は「メモによる速報」であり、引用は概要の記載に依る。）

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 本文中の（年度・回）は、日弁連理事会議事概要（速報）2015年度第1・4・7回／2016年度第1・5・7・9回／2022年度第9回を指す（安保法制・死刑廃止宣言・反撃能力意見書をめぐる議論。発言者個人は特定していない）
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.335-336（米騒動調査への世評）
- 日弁連七十年＝『日弁連七十年』（日本弁護士連合会・2019）p.4-10, 182-184, 196-200, 248, 262（災害復興支援と立法提言、死刑宣言をめぐる異論と全単位会行脚、安保法制期の自己記述、大量懲戒請求問題、編集方針。東京地裁平成4年1月30日判決への言及は同書p.184）
- 南九州税理士会事件（最高裁平成8年3月19日判決）・群馬司法書士会事件（最高裁平成14年4月25日判決）は公判判例による（本連載の底本たる会史文献外）。
- 後段の基準論（五基準・三要件・二層構造）は、本編の歴史からの帰納として書き下ろした論説である。
- 引用中の「……」は中略を示す。

引用中の「……」は中略を示す。

第5話

新しい風——AIの時代のリーダー像

2023年に刊行された一弁の『創立百年正史』は、全692頁の堂々たる通史である。だがこの本には、AIも、人工知能も、リーガルテックも、一行も登場しない。技術に関する最新の話題は「コロナ禍に背を押されたIT化」——ウェブ会議と訴状のオンライン提出まで、である。

一弁だけではない。日弁連が2019年12月に出した公式記念誌『日弁連七十年』も、AIへの言及は会長の刊行の辞に一行と、知的財産の章に外部の技術動向として一行——それだけである。リーガルテックの語は一度も現れない。本文が語る「IT化」の中身は裁判手続の電子化であり、その先駆けだった札幌地裁のオンライン申立ての試行は「利用実績はほぼ皆無」のまま2009年に終了していた。

編纂者の怠慢ではない。執筆時点では、それが最先端だったのだ。ところが刊行からわずか1～2年で、日弁連理事会は生成AIをめぐる議論に追われることになる。AIと著作権に関する意見書、フェイク画像への危機感——ある会議では出席者から「生成AIの危険性に関する指摘は半頁程度の記述があるが、個人的にはかなり危機感を持っている」との発言があり、2025年度には「弁護士業務における生成AIの利活用等に関する注意事項」が理事会に報告された。

百年の会史が、刊行の直後に時代に追い越される。この速度こそが、現在の環境変化の速度である。裁判手続のIT化を担った一弁の担当副座長は、コロナ禍のさなかにこう言い切っていた。

「『ITは苦手』と言う方もいたが、もうそういったことは言っていない。ITは現代の弁護士に必要な基礎的なスキルであると認識し、世代を問わず、苦手意識を捨てて積極的に研鑽していかなければ」（百年正史p.474）

AIが法律事務のどこまでを代替するのか。定型的な書面作成や調査が機械に移ったとき、弁護士の付加価値はどこに残るのか。司法アクセスの空白はAIが埋めるのか、それとも新しい格差が生まれるのか——答えはまだ誰も持っていない。確かなのは、この舵取りが、150年の歴史のどの局面よりも速い判断を要求するということだけである。

＊ ＊ ＊

『創立百年正史』の展望の章は、この時代の弁護士の立ち位置を、一つの印象的な比喻で総括している。

「弁護士・弁護士会は、先達が司法の独立を全うするため苦闘の末に築いた金字塔の上にダモクレスの剣を見なければならない。落下の一撃で金字塔を瓦礫の山に変えてしまう剣だ。揺れて震える剣をようやく吊り留める毛髪ほどの糸は、いうまでもなく、市民・社会の支持と信頼である」

弁護士自治という金字塔の真上に、常に剣が吊られている。糸は、市民の信頼という毛髪一本。この認識に立つとき、これまでの14話で描いてきた150年の歴史は、一つの問いに収斂する——剣の下で舵を取るリーダーには、何が要るのか。

歴史は、少なくとも六つの資質を教えている。

第一に、胆力。 翼賛国会で最も痛烈に大政翼賛会の違憲性を衝いた岩田宙造。占領軍の除名命令に「会長の一存で除名などできない」と答えた長野国助。胆力とは声の大きさではない。大勢が一方向へ走るときに、法の論理だけを持って立ち止まる力である。

第二に、構想力。 要綱ではなく条文を書いて突きつけた真野毅。決議や声明ではなく建設的対案の意見書で弁護士抜き法案の局面を動かした、あのときの一弁。批判は誰にでもできる。代案の設計図を書ける者だけが、主導権を握る。——ただし、構想力は、外の要求を先取りして呑み込む才覚とは違う。会内の合意を経ない「構想」を会の名で差し出したとき何が起きるかは、第1話で見た平成の教訓である。

第三に、手続的公正への忠誠。 長野国助が守ったのは戸倉嘉市個人ではなく、「懲戒は会則の手続による」という原則だった。総会、多数決、精密採決——面倒な手続を踏むことは、弱さではない。強制加入団体の言葉に正統性を与える唯一の方法である。

第四に、無私の献身。 飛行機嫌いの身で汽車に乗り、全国52会を口説き落とした富田喜作。「事務総長なんて事務員じゃないか」と侮られても日弁連の礎を築いた江川六兵衛。リーダーを支える者の無私が、リーダーの衆望を作る。

第五に、衆望。 一弁の宣誓文に立ち返る——「醜陋なる役員選挙競争の如きは絶対に之を避け……人格信用兼備の士が衆望に因り自然に之に当る」。地位を求めて動く者ではなく、推されて立つ者。青風会が大山菊治を、宮田光秀を、谷川八郎を立て得たのは、候補者が地位を漁らなかったからである。

第六に、巻き込む力。 全国の単位会すべてから集めた推薦状。少数派の青風会に、多数派の全期会が、旗振り役はあなたがつとめるべきだと言った、あの呼吸。若手に発言させ、その一言で決定を変える会風。巻き込むとは、動員ではない。相手に主役の座を渡すことである。

＊ ＊ ＊

気づかれただろうか。この六つは、どれもAIには代替できない。

言葉の生成は機械が担えるようになった。調査も、起案の下書きも、やがて多くが自動化されるだろう。だが、割れた会内で手続を尽くして合意を作ること。批判を浴びながら設計図を示すこと。名利を求めず頭を下げて回ること。推されて立ち、危機の矢面に立つこと——これらは、人間が人間の信頼を預かる行為であり、技術の進歩とともにむしろ希少価値を増していく。

実例を一つ。取調べの可視化である。日弁連は、可視化とは全過程の録音・録画をいうという定義を、2003年の人権擁護大会決議以来十数年にわたって譲らず、警察の試行が1事件平均十数分の録画でお茶を濁していた時代から、交渉と弁護実践を積み重ねた。その結果、警察の裁判員裁判対象事件の取調べは平均録音・録画時間25時間42分・全過程率87.5%に、検察では全過程率98.3%にまで到達した。定義を一つ守り抜いて、国家の制度を書き換える——この種の仕事は、文章の生成がどれほど速くなっても、機械には代替できない。

新時代の弁護士像も、ここから逆算できる。真の弱者救済と、経済界のパートナー。この両翼は矛盾ではない。どちらも「法の支配を社会の隅々に届ける」という同じ使命の両面であり、それを担うのは、AIを使いこなしながら、AIにできない六つの資質を磨いた法律家である。

＊ ＊ ＊

最後に、150年を貫いてきた一つの法則を確認して、この連載を閉じたい。

明治の代言人は、法定の弁護士会が理念を語れないと知ると、外に日本弁護士協会を作った。大正の弁護士は、派閥政治が理念を失ったと見ると、道義的精神を掲げて第一東京弁護士会を作った。戦後、会運営の公正を求める者たちは青風会を作り、派閥から身を守ろうとする若手は全期会を作り、政策を語れない選挙に恥じた若手は新進会を作った。

派閥の盛衰も、団体の名も、器にすぎない。器が理念を失ったなら、理念は新しい器を求めて動き出す——それが、この150年間、弁護士の歴史が繰り返してきたことである。器を作ること自体には、何の価値もない。問われるのはただ一つ、「何に拠って結合するか」である。

青い風は、団体の名簿の中には吹かない。憲法の祝典から締め出されて提灯に「憲」と書いた男たちから、寒風の投票日に頭を下げ続けた青年から、閑散とした選挙事務所に集まってきた若手たちから——風は、いつも人の胸の中から吹き始めた。

『日弁連七十年』のあとがきに、編纂者の自嘲めいた一節がある。記念誌の三つ目の価値は「書棚の飾りになること。三つ目の価値を見出す会員（特に若手会員）がどれだけいるかわかりません」。会史は、読まれなければ飾りである。この十五話も、同じだ。

次の一話を書くのは、あなたである。

現代への視線

（結びと一体のため、付記を置かない。）

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.468-481, 494-500（IT化、ダモクレスの剣、展望）
- 日弁連七十年＝『日弁連七十年』（日本弁護士連合会・2019）p.1, 11-15, 76-77, 234, 262（AI言及の所在、取調べの可視化の到達点、民事裁判IT化の前史、あとがき）
- 青風三十年＝『青風一創立三十年に寄せて一』（第一東京弁護士会内青風会・1984）p.220（江川六兵衛をめぐる座談会発言）
- 宣誓文（告示）の原文は『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.209、現代仮名表記は『青風一創立五十年に寄せて一』（第一東京弁護士会青風会・2001）p.170所引に拠る。
- 理事会議事概要＝日弁連理事会議事概要（速報）2023年度第12回・2025年度第6回（生成AI関連の議論。速報メモであり確定議事録ではない。発言者個人は特定していない）
- 一弁会報・令和2年11月号（百年正史p.473-474所引のIT化座談会）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 本話で言及したエピソード・発言の出典は、第1部・第2部の各話の出典欄を参照。

引用中の「……」は中略を示す。